

退職所得控除額

退職所得控除額は、次のように退職所得者の勤続年数に応じて計算します。

- 勤続年数に1年未満の端数がある場合は繰り上げます。

例) 30年と2ヶ月 → 勤続年数 31年

- 障害者になったことに直接基因して退職したと認められる場合、次の計算結果に100万円を加算します。

勤続年数20年以下の場合

$40\text{万円} \times \text{勤続年数}$

(80万円に満たない場合は80万円とする)

勤続年数が20年を超える場合

$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$